平成 30 年度から

「かのや紅はるかPREMIUM（プレミアム）」の認証制度を開始します

より質の高い「かのや紅はるか」を生産・出荷する体制を備えた認証事業者からの申請による、

「かのや紅はるかＰＲＥＭＩＵＭ」認証制度

を新設し、さらなる付加価値の向上と、がんばる農家の有利販売に繋げる取組みを後押ししていきます。

○申請の対象と要件

◆これまでの「かのや紅はるか」認証基準に、新たな認証基準を追加することで、**「かのや紅はるかＰＲＥＭＩＵＭ」認証基準**とします。

◆べにはるかの栽培面積要件

- 市内に本社又は主たる事業所を有する個人、法人、団体等 ＝ 概ね 50ａ以上
- 市内に所在する学校教育機関 ＝ 概ね ５ａ以上

○かのや紅はるか認証基準

① 堆肥散布前に土壌診断を実施し、診断に基づく施肥設計を行うこと

② 苗の許諾業者から購入したバイオ苗から増殖した挿し苗、または前年度購入したバイオ苗から生産し、その種芋から増殖した挿し苗（いわゆる一年バイオ）を使用すること

③ 推進協議会が別に定める栽培基準又は事業者が別に定める栽培基準に基づき、栽培管理、適期病害虫防除を徹底すること
ただし、以下の要件は必ず遵守すること

- 定植後 130 日前後で収穫
- 雨天時に収穫を行わない
- 収穫後 40 日以上貯蔵
- 選果・選別の徹底
- 降霜後は収穫しない

付加価値の見える化により，さらなる有利販売へ！

○かのや紅はるかＰＲＥＭＩＵＭ認証基準

※上記かのや紅はるか認証基準に以下の項目を追加（苗の使用は以下③）します。

① ３年以上継続して「かのや紅はるか」の認証を受けていること

② 第三者による GAP 認証を取得していること

③ 苗の許諾業者から購入した、べにはるか１号のポット苗、切り苗から増殖した苗を使用すること（1 年バイオは不可）

④ 貯蔵前にキュアリング処理を実施すること

⑤ かのや紅はるかの認証を受けた“ほ場”毎に、１ほ場を１ロットとして糖度検査を実施すること（検査は「かのや紅はるか」推進協議会が実施します）